

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部税務課
委託業務番号	令和5年度 長税第619号
委託業務名称	長浜市税務事務改革支援業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地
業務の概要	本委託業務は、税務事務の一部を対象に業務改革(以下「BPR」という。)を実施することで税務事務の効率化を図るほか、税務事務担当職員自身が主体的かつ継続的にBPRの手法により業務に取り組めるようBPRに関する技術を習得することを目的としています。
履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月21日まで
契約年月日	令和5年6月21日
契約額(税込)	7,447,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 東京都大田区新蒲田1丁目17番25号 [商号又は名称] 株式会社 富士通総研
契約相手方の選定理由	長浜市税務事務改革支援業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、提出を受けた企画提案書及びヒアリングの内容を総合的に審査した結果、次の点を評価し、契約の相手方として選定しました。 ①担当者及び法人とも業務の適切な履行を見込める十分な実績を有しているほか、自治体情報システムの標準化に関する知見を有していること。 ②提案された内容が具体的かつ的確であり、かつ実効性が認められること。 ③事業費評価を除く点数(事業者評価点及び提案内容評価点の合計点数)が、最低基準点である90点を超えていること。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (7) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (8) 落札者が契約を締結しないとき。 (9)